

# **2024年度 第1回 自動車同附属品製造業専門部会**

**労働組合主張**

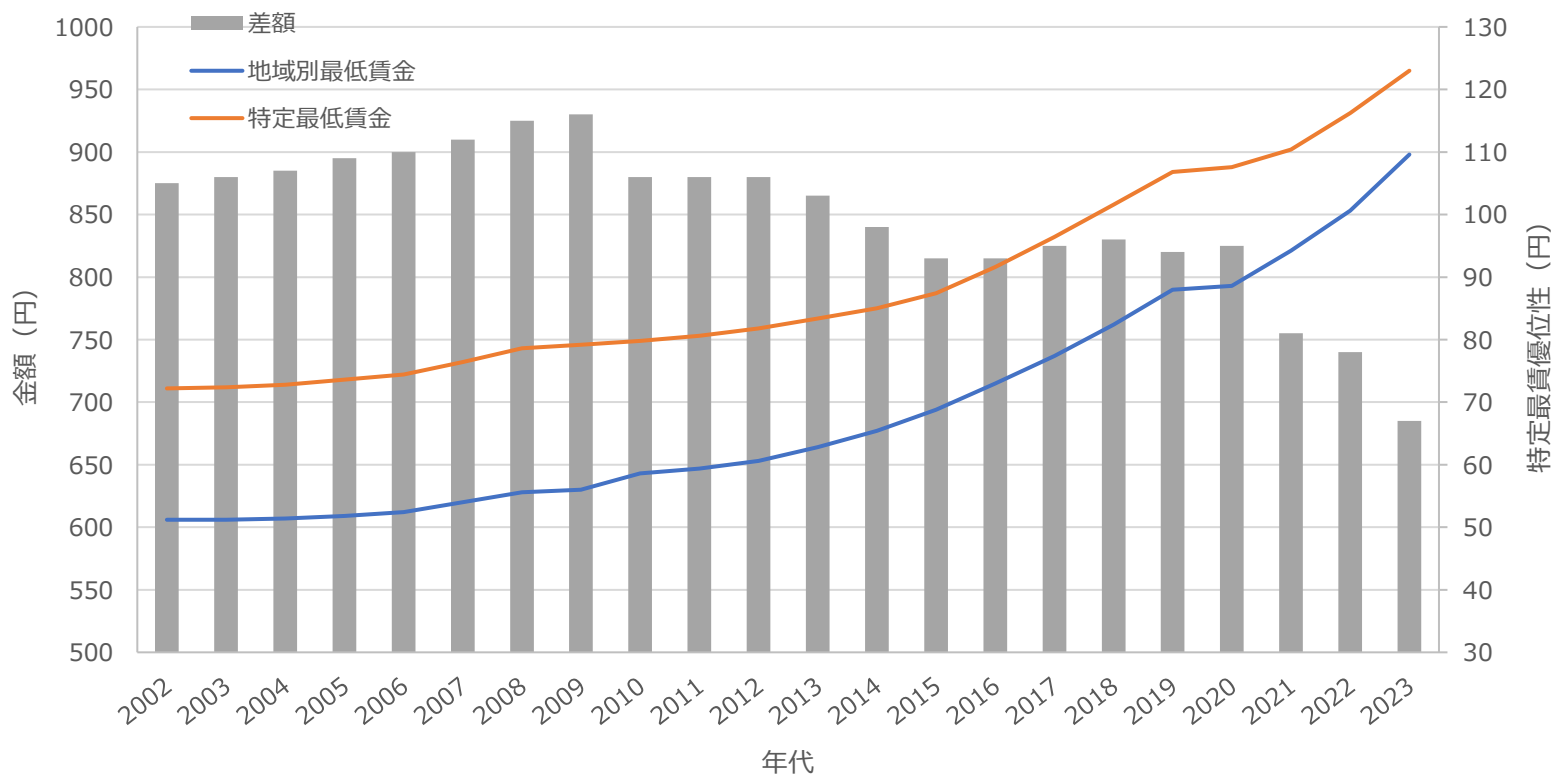
**2024年9月25日（水）**

# 前回の振り返り

地域別最低賃金：898円（+45円）に対して特定最低賃金：965円（+34円）

中小事業者における価格転嫁が十分に実施できていないことから、県における価格転嫁への環境整備を改めてお願いし、+34円での三者合意とした。

地域別最低賃金と特定最賃の推移



- 地域別最低賃金、特定最賃ともに2010年程から増加傾向。
- **特定最賃の優位性は年々小さくなっており、2023年度の結果により大きく10円以上の優位性が失われた**

# 現状確認

## <政府方針>

・R6年6月に閣議決定された「**経済財政運営と改革の基本2024**」にて、**最低賃金**において**2030年代半ばまでに1500円**となることを早期の達成することが発信されたほか、**価格転嫁対策**については「**構造的な価格転嫁**」の実現にむけた取り組み内容が示されている。

経済財政運営と改革の基本方針2024 一宮上げの投資がけん引する成長型経済の実現一

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

第2章 社会課題への対応を踏まえた持続的な経済成長の実現一賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上一

第3章 労働力確保と賃上げの定着

第4章 賃上げの定着と生産性の向上

第5章 賃上げの定着と生産性の向上

第6章 賃上げの定着と生産性の向上

第7章 賃上げの定着と生産性の向上

第8章 賃上げの定着と生産性の向上

第9章 賃上げの定着と生産性の向上

第10章 賃上げの定着と生産性の向上

第11章 賃上げの定着と生産性の向上

第12章 賃上げの定着と生産性の向上

第13章 賃上げの定着と生産性の向上

第14章 賃上げの定着と生産性の向上

第15章 賃上げの定着と生産性の向上

第16章 賃上げの定着と生産性の向上

第17章 賃上げの定着と生産性の向上

第18章 賃上げの定着と生産性の向上

第19章 賃上げの定着と生産性の向上

第20章 賃上げの定着と生産性の向上

第21章 賃上げの定着と生産性の向上

第22章 賃上げの定着と生産性の向上

第23章 賃上げの定着と生産性の向上

第24章 賃上げの定着と生産性の向上

第25章 賃上げの定着と生産性の向上

第26章 賃上げの定着と生産性の向上

第27章 賃上げの定着と生産性の向上

第28章 賃上げの定着と生産性の向上

第29章 賃上げの定着と生産性の向上

第30章 賃上げの定着と生産性の向上

第31章 賃上げの定着と生産性の向上

第32章 賃上げの定着と生産性の向上

第33章 賃上げの定着と生産性の向上

第34章 賃上げの定着と生産性の向上

第35章 賃上げの定着と生産性の向上

第36章 賃上げの定着と生産性の向上

第37章 賃上げの定着と生産性の向上

第38章 賃上げの定着と生産性の向上

第39章 賃上げの定着と生産性の向上

第40章 賃上げの定着と生産性の向上

第41章 賃上げの定着と生産性の向上

第42章 賃上げの定着と生産性の向上

第43章 賃上げの定着と生産性の向上

第44章 賃上げの定着と生産性の向上

第45章 賃上げの定着と生産性の向上

第46章 賃上げの定着と生産性の向上

第47章 賃上げの定着と生産性の向上

第48章 賃上げの定着と生産性の向上

第49章 賃上げの定着と生産性の向上

第50章 賃上げの定着と生産性の向上

## <消費者物価指数>

2023年以降減少の傾向あるものの、**依然2%越えの高い水準**となっている。

## <2024年度の地域別最低賃金の引き上げ額目安>

**Aランク, Bランク, Cランク : 50円**



依然2%越えの消費者物価指数を維持した中で政府方針として継続した賃上げにより**2030年代半ばまでに1500円**と発信されており、**地域別最低賃金の目安**としても**過去最高額 (+50円)**が提示された。

# 現状確認

## 厚生労働省 賃金引上げ施策

## 熊本県価格転嫁の円滑化に関する協定書

※参考資料7

価格転嫁の円滑化に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と、国の地方支分部局（経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局、農林水産省九州農政局及び厚生労働省熊本労働局をいう。以下「乙」という。）と、熊本県内経済団体（熊本県商工会議所連合会、熊本県商工連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本経済同友会、熊本県経営者協会、熊本県中小企業家同友会、一般社団法人熊本県工業連合会、公益社団法人熊本県トラック協会、熊本県農協同組合中央会及び一般社団法人熊本県木材協会連合会をいう。以下「丙」という。）と日本労働組合総連合会熊本県連合会（以下「丁」という。）とは、以下のとおり価格転嫁の円滑化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者及び農林業者（以下「中小企業等」という。）における賃上げを実現するため、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業等々の稼げる力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）  
第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- 価格転嫁の状況に関する情報収集と発信
  - ア 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集
  - イ 情報収集の結果の共有と発信
- 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知
  - ア 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
  - イ ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知
- パートナーシップ構築宣言の促進
  - ア 県内企業へ周知を通じた認知度の向上
  - イ 宣言企業に対する支援策の検討
- 重要な社会インフラである物流における「標準的な運賃」の促進
  - ア 商工団体等を通じた荷主等に対する周知及び依頼等
  - イ 消費までもめたサプライチェーン全体での理解の醸成
- その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）  
第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（事務局）  
第4条 本協定に基づく取組みを着実に進めるため、熊本県商工労働部に事務局を置く。（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。（協定外の事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

※添付データは労働局配布資料から引用

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金  
問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）  
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務省庁から一定の採録を新規取得等して指定事業の用に供した場合、採録（貸本3,000円1冊以下）の法人は7%の税額控除を選択可能

② キャリアアップ助成金  
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク  
有期雇用労働者、短期労働者、派遣労働者といったいわゆるリアップを促進するため、正社社員、賃金引上げ等の意識醸成を促す。なお、キャリアアップ助成金については、職が変更し継続雇用されない「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む

③ 中小企業賃上げ促進補助金  
問い合わせ先：中小企業賃上げ促進補助金センター  
青色申告書を出している中小企業者等が、一定の要件を満たす場合、その増加額の一部を法人税額（個人事業主は所得控除）から控除

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）  
問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-154  
事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置  
問い合わせ先：<先端設備等導入計画の作成等について>先制制について>中小企業庁 技術・経営  
<制度について>中小企業庁 技術・経営  
中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「優れた企業」に対して、地方税において優遇措置に係る固定資産税額に関する生産性向上や賃上げに取り組む事業者を優遇します。

⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）  
問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁 電話：03-3501-1957（平日 9:30～17:00）  
中小企業、小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援し、経営力向上計画を作成し、国の認定を受けることで補助金・融資等の優遇を受けられます。

3. 下請取引の改善・新たな取引開始に関する支援

⑦ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン  
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669  
事業者と下請事業者との健全な取引関係を構築するために、業種別のガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑧ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）  
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）  
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務省庁から一定の採録を新規取得等して指定事業の用に供した場合、採録（貸本3,000円1冊以下）の法人は7%の税額控除を選択可能

⑨ パートナーシップ構築宣言  
問い合わせ先：<宣言>の内閣府について> 中小企業庁 電話：03-3501-1765  
<宣言>の提出・掲載について>（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688  
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを表明し宣言することで、発注者側より、**円滑取引**の促進を図ります。

⑩ 中小企業者力化投資補助金  
問い合わせ先：中小企業者力化投資補助事業 コールセンター 電話：0570-099-660（9:30～17:30/月曜）  
人手不足に悩む中小企業者等のため、力化投資に関して、カテゴリーに応じて、即応性ある支援を行います。

⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-3821-7013（10:00～17:00）  
生産性向上に関する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等、経営者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

⑫ 小規模事業者持続化補助金  
問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会  
問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\_r1h/ <商工連所の管轄地域で事業を営む方> 電話：0570-099-660  
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う範囲内の取組を支援します。

⑬ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業補助金  
問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-376  
中小企業・小規模事業者等の労働生産性向上を目的として、業務ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑭ 事業承継・引継ぎ補助金  
問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 電話：050-3000-3550（専門対応用）/050-3000-3551（専用対応用）  
事業承継・M&A後の経営基盤（設備投資や業務移転等）に係る費用、事業承継 M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。

⑮ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）  
問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所  
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）  
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・

4. 資金繰りに関する支援

⑯ セーフティネット貸付制度  
問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-278282  
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：09-919-1111  
一時的に売上減少等発生が懸念しているが、中長期には回復が見込める旨の保証を融資を受けられます。

⑰ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）  
問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所  
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）  
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑱ 建設事業主等に対する助成金  
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク  
中小建設事業主が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を支援する助成金、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」を併せて活用できます。

⑲ パートナーシップ構築宣言  
問い合わせ先：<宣言>の内閣府について> 中小企業庁 電話：03-3501-1765  
<宣言>の提出・掲載について>（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688  
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを表明し宣言することで、発注者側より、**円滑取引**の促進を図ります。

⑳ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針  
問い合わせ先：公正取引委員会事務総局経済取引局取引部  
企業取引課 電話：03-3501-1669  
労務費の上昇を取引相手と交渉し、価格転嫁の円滑化を図るための指針を策定し、発注者、受注者との円滑な取引を促進しています。

㉑ 官公庁法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」  
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669  
「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金確保について定められています。

㉒ 官公需情報ポータルサイト  
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669  
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を、入札情報一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を開設しています。

㉓ よろず支援拠点  
問い合わせ先：各都道府県によるよろず支援拠点  
中小企業、小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応する「よろず支援拠点」を設置しています。

㉔ 下請けごみ等  
問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会  
各都道府県の下請けごみ等 電話：0120-418-618  
中小企業、小規模事業者の皆さまが抱える取引上の悩み相談を受け付けておに向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉕ 働き方改革推進支援センター  
問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター  
全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまが抱える様々な就業課題（例：働き方改革の推進、労務管理の専門的な相談や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご利用ください。

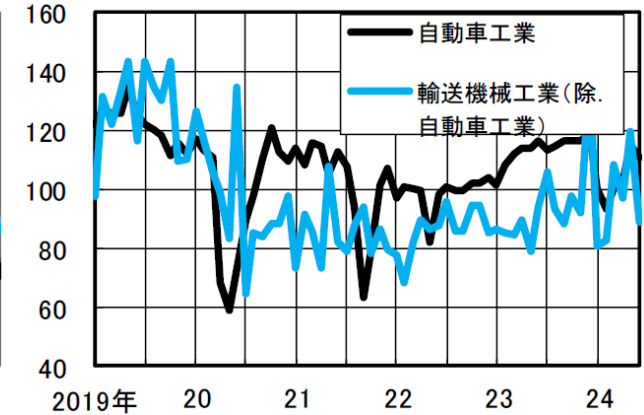
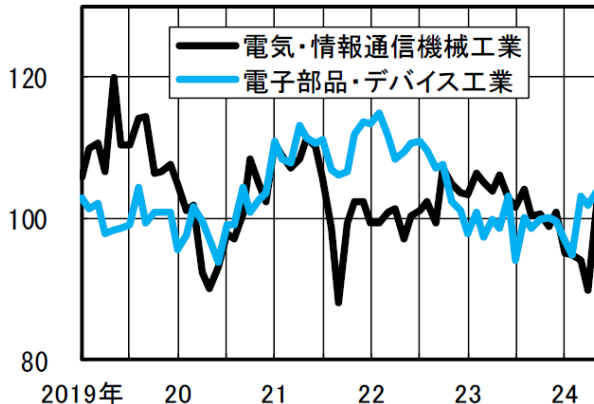
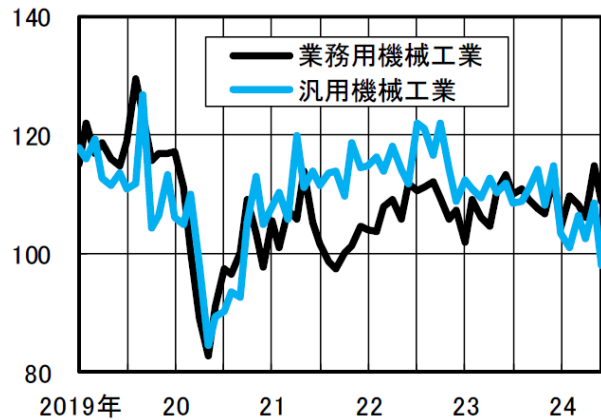
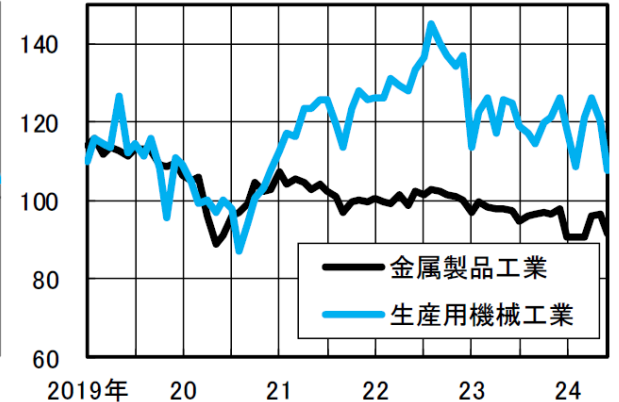
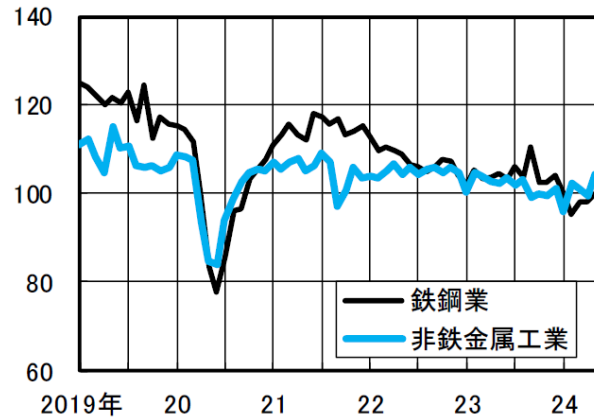
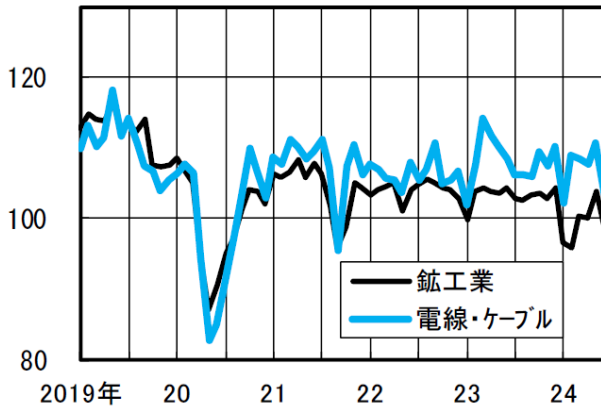
㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」  
問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4341  
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（例：働き方改革）を、ワンストップで提供するための「ミラサポ plus」を開設しています。お問い合わせは、ミラサポ plus コールセンターまでお願いします。

- 賃上げや生産性向上など様々な施策が展開されている。
- 熊本県における価格転嫁の円滑化に関する協定書が結ばれ、施策内容を展開している。

# 金属産業の動向

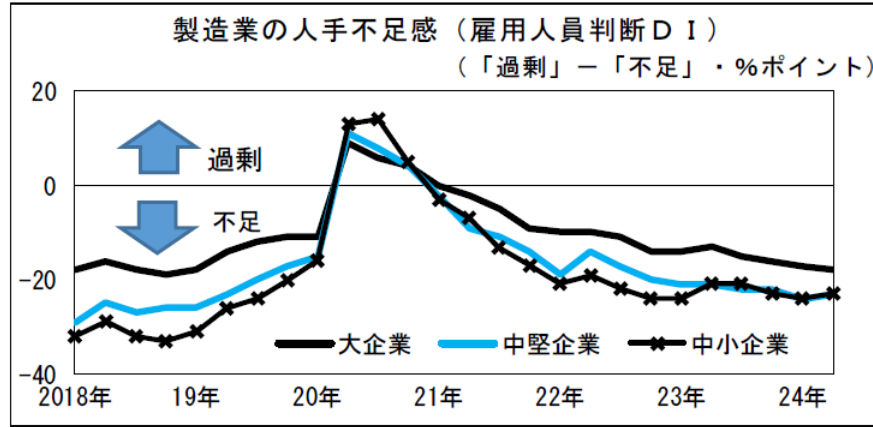
鉱工業出荷は、一部自動車メーカーの生産停止などにより、関連産業も含め一進一退の動きが続いている。**需要が減少したことによる落ち込みではない**ため、先行きについては回復していくことが期待される。

## 鉄工業出荷指数の動向



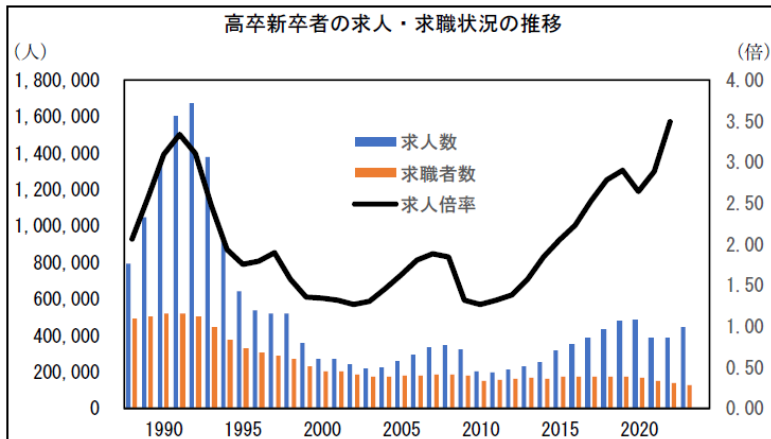
# 金属産業の雇用動向・高卒新卒者の求人/求職状況

企業の人手の過不足を指数化した日銀短観「雇用人員判断DI」を見ると企業規模に関わらず人手不足感が強まったおり、**中堅・中小企業ではより人手不足感が強くなっている。**

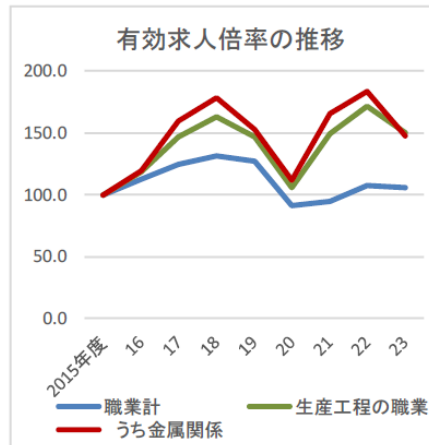


資料出所：日銀短観2024年6月調査

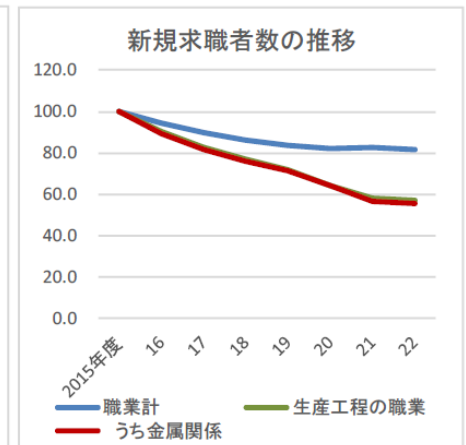
高校卒業者の求人数は、2008年のリーマンショック以降増加傾向にあるが、求職者数は長期的に減少傾向にあり、**採用が困難**になっている。また、金属産業の生産工程における有効求人倍率は他職種を大きく上回っているにも関わらず、求職者数は職業計を大きく下回り、**採用が困難**となっている。



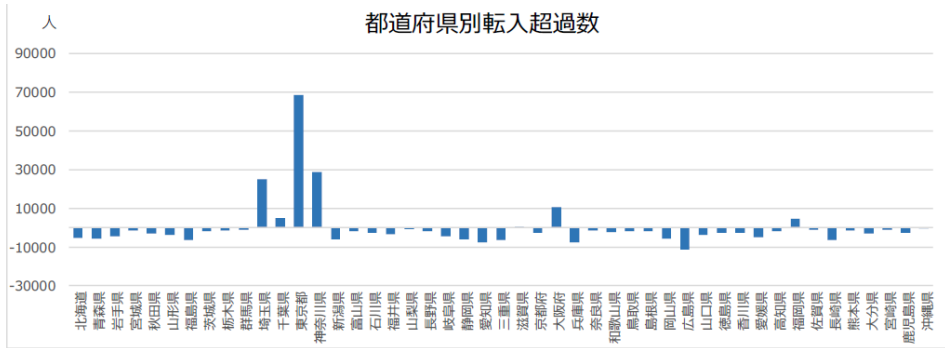
資料出所：厚生労働省「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職状況」



資料出所：厚生労働省「一般職業紹介状況」



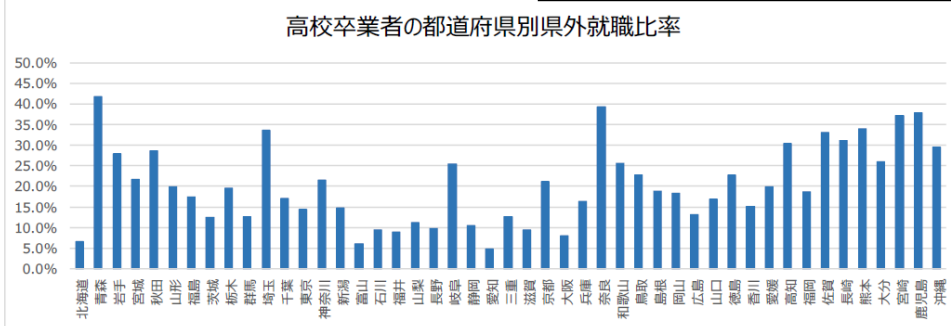
# 都道府県別の転入・転出状況



東京圏への転入は前年に比べ約2万7千人拡大しており、**一極集中が顕著**になっている。

資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報2023年」

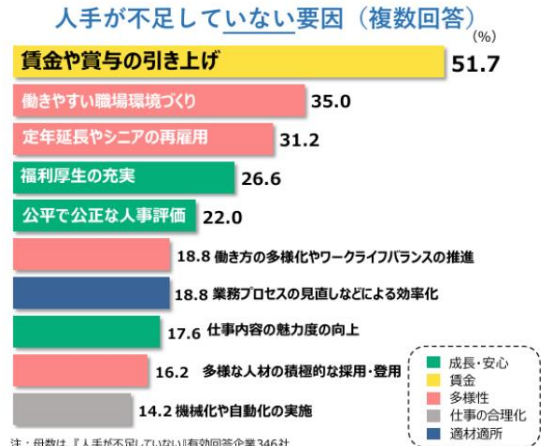
# 高校卒業者の県外就職比率



県外就職率が相対的に高い県は、**東北や九州・沖縄に加え、東京都・愛知県・大阪府と近接する県**となっている。人材確保の観点から、特定最低賃金によって、**地域間格差を是正し、産業にふさわしい賃金へと引き上げていく必要がある。**

資料出所：文部科学省「2024年3月高等学校卒業者の就職状況」

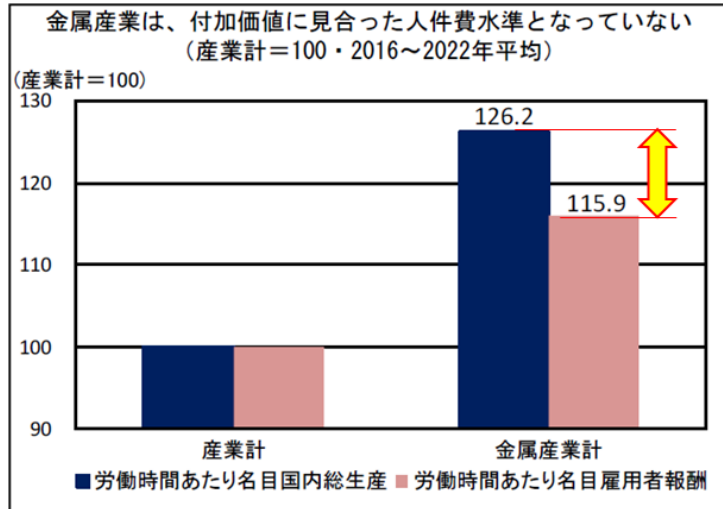
# 人手不足していない企業の要因アンケート結果



「人手が不足していない要因」は、「**賃金や賞与の引き上げ**」と回答した企業の割合が**5割超**と最も高く、人手不足解消のカギが賃上げであることは明白である。

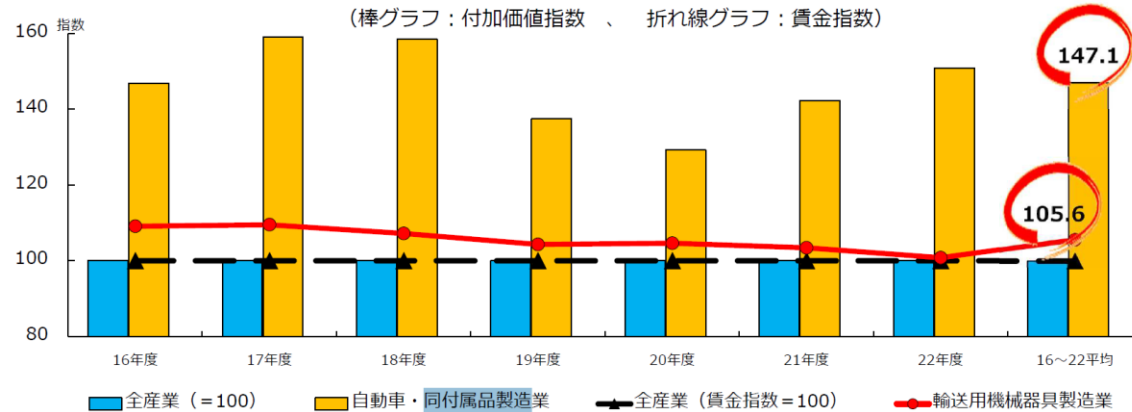
# 名目国内総生産と名目雇用者報酬

## 金属産業



資料出所：内閣府「国民経済計算」より金属労協で作成。

## 自動車・同附属品製造業



資料出所：財務省「法人企業統計」、厚生労働省「毎勤統計」、「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」をもとに自動車総連労働政策局が作成  
＜注＞「年間賃金指数」は産業計企業規模計を基準として性・学歴・年齢・勤続を同一条件としたパーシェ式によって算出

産業計の名目国内生産/名目雇用者報酬を基準とし、金属産業/自動車・同附属品製造業で比較すると、付加価値に見合った給与水準となっていない。

金属産業における付加価値に見合った人件費とするためには全体給与水準を9%上げる必要がある。

上記より、地域別最低賃金額に対する優位性は付加価値に見合った水準で維持されるべきである。



## 2024年度の賃上げ状況(春闘結果)

| 企業 | A  | B  | C  | D  | E  | F  | G  | H  | I  | J  |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 回答 | 満額 | 有額 | 有額 | 有額 | 有額 | 満額 | 満額 | 有額 | 有額 | 有額 |

回答平均額 : **12481円 (2023年 9986円)**

時給換算 : **≒ 77円**

## 2024年度の地域別最低賃金額

【23年地域別最低賃金】 898円 ⇒ **952円**  
(引上げ額 **+54円** / 引き上げ率 **6.01%**)

---

## 現状特定最賃

【23年特定最低賃金 (自動車同附属品製造業)

**965円**